

追 加 議 案

第 4 回 玉 名 市 議 会

(定 例 会)

令和6年9月12日提出

第4回玉名市議会（定例会）追加提出議題

議番号	件名	提案者
102	財産の取得に係る追認について	市長
103	財産の取得に係る追認について	市長
104	財産の取得に係る追認について	市長
報告15	専決処分の報告について 専決第12号	市長

議第 1 0 2 号

財産の取得に係る追認について

本市は、次のとおり財産を取得する。

令和 6 年 9 月 1 2 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- | | |
|-----------|--|
| 1 取 得 目 的 | 教職員用として小学校での授業に使用するため。 |
| 2 取得する財産 | 令和 2 年度分の教科書等の書籍類 |
| 3 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 取 得 価 格 | 2 5 , 8 5 7 , 9 9 8 円 |
| 5 契約の相手方 | 玉名市高瀬 1 5 7 番地
合資会社小川文華堂
代表社員 上田 誠 |

提案理由 玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年条例第 5 2 号）第 3 条の規定による。

議第 1 0 3 号

財産の取得に係る追認について

本市は、次のとおり財産を取得する。

令和 6 年 9 月 1 2 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- | | |
|-----------|--|
| 1 取 得 目 的 | 教職員用として小学校での授業に使用するため。 |
| 2 取得する財産 | 令和 6 年度分の教科書等の書籍類 |
| 3 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 取 得 価 格 | 3 6 , 6 7 7 , 3 6 8 円 |
| 5 契約の相手方 | 玉名市高瀬 1 5 7 番地
合資会社小川文華堂
代表社員 上田 誠 |

提案理由 玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年条例第 5 2 号）第 3 条の規定による。

議第 1 0 4 号

財産の取得に係る追認について

本市は、次のとおり財産を取得する。

令和 6 年 9 月 1 2 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- | | |
|-----------|---|
| 1 取 得 目 的 | 教職員用として小学校での授業に使用するため。 |
| 2 取得する財産 | 令和 6 年度分の教科書等の書籍類 |
| 3 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 取 得 価 格 | 2 8 , 5 4 5 , 7 1 8 円 |
| 5 契約の相手方 | 玉名市中 1 8 1 3 番地
合資会社岱陽堂
代表社員 倉野尾 秀一 |

提案理由 玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年条例第 5 2 号）第 3 条の規定による。

報告第15号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年9月12日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

- 1 専 決 番 号 専決第12号（令和6年9月5日専決）
- 2 損害賠償の相手方 [REDACTED]
[REDACTED]
- 3 損 害 賠 償 額 949,608円
- 4 和 解 事 項 当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において、一切の異議及び請求の申立てを行わない。
- 5 事 故 の 概 要 令和6年2月16日午後5時20分頃、市道青木小岱線（玉名市築地1512番202付近）において、垂れ下がった竹が、[REDACTED]氏が運転する乗用車に接触し、ボンネット等を破損させたものである。